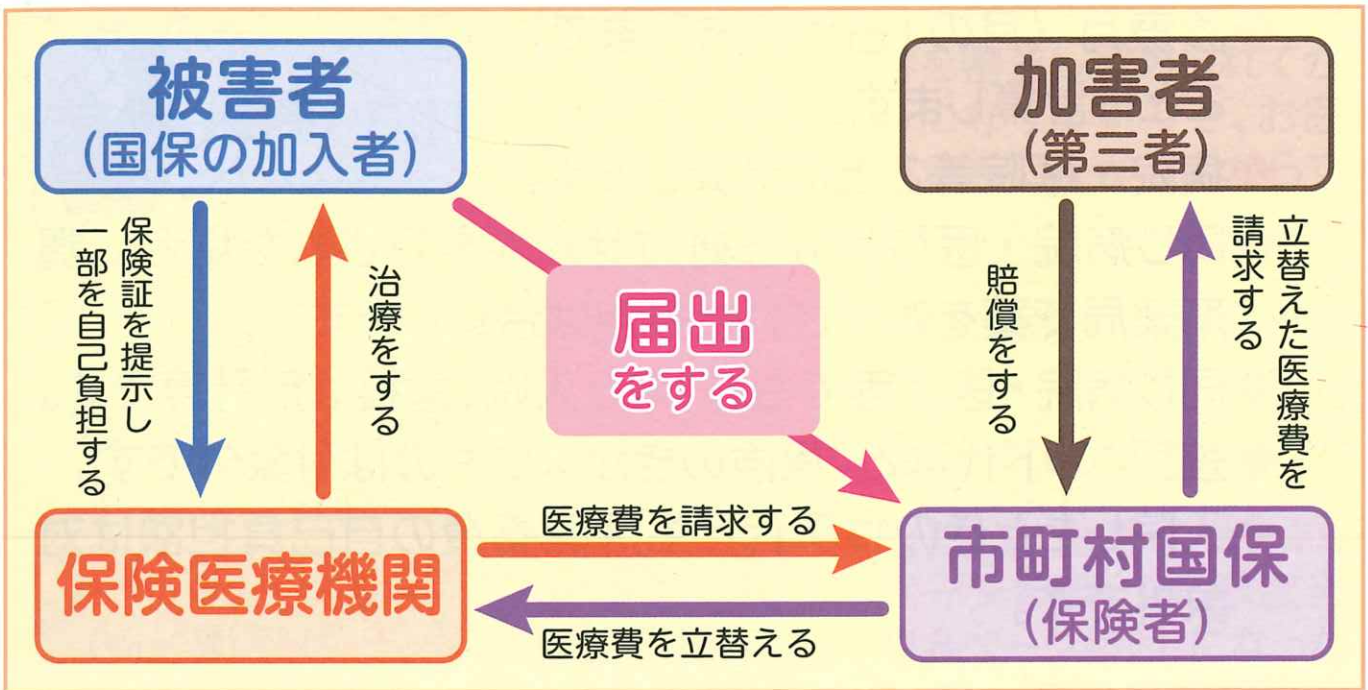


# 交通事故などにあつたとき

交通事故をはじめ、第三者の行為(※)によって傷病を受けた場合でも、**国保で治療を受けることができます。**

ただし、治療費は原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。

**国保で治療を受けたときは、国保が治療費を一時的に立て替え、あとで加害者から国保に返してもらうこととなります。必ず市町村国保へ届け出て、必要な手続きをしてください。**



## ●交通事故にあつたときの注意点

- ◆警察に届け出る。
- ◆必ず市町村国保に届け出る。

「保険証」、「印かん」、「交通事故証明書(後日でも可)」が必要です。

※届け出には世帯主等の「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要となりますので、お持ちください。

- ◆市町村国保に相談してから示談する。

## ※第三者の行為の例

